

令和元年 第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会

日 時 令和元年 5月29日

午後3時00分

場 所 やまなみ苑 会議室

洲本市・南あわじ市衛生事務組合 議会 議 長 吉 田 良 子

副議長 小 野 章 二

会議に出席した議員（10名）

1 番議員 小 野 章 二

2 番議員 柳 川 真 一

3 番議員 片 岡 格

4 番議員 木 戸 隆一郎

5 番議員 福 本 巧

6 番議員 印 部 久 信

7 番議員 阿 部 計 一

8 番議員 谷 口 博 文

9 番議員 吉 田 良 子

10 番議員 北 条 志津子

会議に欠席した議員（0名）

管 理 者	洲 本 市 長	竹 内 通 弘
副 管 理 者	南 あ わ じ 市 長	守 本 憲 弘
会 計 管 理 者	洲 本 市 会 計 管 理 者	岡 田 浩 成
事 務 局 長	洲 本 市 生 活 環 境 課 長	中 田 博 文
事 務 局 次 長	南 あ わ じ 市 環 境 課 長	廣 内 繁 一
事 務 局 課 長		山 田 孝 文

事 務 局 長 失礼いたします。定刻前ではございますが、お揃いでございますので只今から洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会の開会をお願い申し上げます。それでは吉田議長よろしく願いいたします。

議 長 それでは開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日令和元年5月29日洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては公私何かとお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本組合議会臨時会に提出されております諸案件につきましては、後刻管理者から説明がありますが、議員各位には慎重ご審議をいただき、適切妥当な結論を賜りますようお願いを申し上げて開会のご挨拶といたします。それでは管理者のご挨拶を伺うことにいたします。管理者よろしく願いいたします。

管 理 者 はい、議長。

議 長 竹内管理者。

管 理 者 竹内です。失礼いたします。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。令和元年第2回の洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にもかかわりませず、ご参集いただき、心から感謝申し上げます。本日もご提案申し上げ、ご審議いただきます案件は先日ご送付申し上げましたように、専決事項の承認が1件と条例案件が1件、令和元年度一般会計予算でございます。何卒慎重且つ適切なご審議を賜りまして、ご賛同下さいますようお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは只今から令和元年度第2回洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を開会いたします。議員の出席状況を事務局に報告させます。事務局。

事 務 局 次 長 議長。

議 長 事務局。

事 務 局 次 長 報告いたします。只今の議員の出席状況は、出席１０名であります。当組合の議員定数は１０名であり、地方自治法第１１３条に規定する定足数に達しております。

議 長 只今事務局から報告がありましたとおり、定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

本日の日程はお手元に配布されておりますが、念のため事務局に朗読させます。事務局。

事 務 局 次 長 議長。失礼します。それでは朗読いたします。

令和元年 第２回 洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会日程

令和元年５月２９日

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 会期の決定

日程第３ 報告第１号 専決処分の承認について

日程第４ 議案第７号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について

日程第５ 議案第８号 令和元年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について

以上でございます。

議 長 それでは只今から議事に入りたいと思います。

日程第１ 会議録署名議員の指名をいたします。

５番 福本巧議員

１０番 北条志津子議員

この両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

次に日程第２ 会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会は本日１日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。よって今期定例会は本日 1 日と決定いたしました。

次に、日程第 3 報告第 1 号専決処分の承認についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管 理 者 はい、議長。

議 長 竹内管理者。

管 理 者 はい、失礼いたします。報告第 1 号につきましては、事務局からご説明申しあげますのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい、議長。それでは、報告第 1 号専決処分の承認についてご説明申し上げます。本件は緊急やむを得ない処理を必要としたため、地方自治法第 179 条の規定により専決処分したものであり、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

専決第 1 号 平成 31 年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計暫定予算の制定については、年度開始前までに予算の成立が見込めなくなったため暫定予算を調製し 3 月 31 日付で専決処分させていただいたものです。内容といたしましては、4 月及び 5 月の 2 か月間において見込まれる収入及び必要な経常的経費を計上させていただいております。歳入総額は 5,370 万円、歳出総額は 4,092 万 9 千円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。何卒慎重ご審議を賜りましてご承認下さいますようよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑はございませんか。

別になければこれにて質疑を終わります。これより討論に入りますが、討論はありませんか。

ないようですので、お諮りいたします。報告第1号 専決処分の承認について、これを承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議なしと認めます。よって本件は、これを承認することに決しました。

次に日程第4 議案第7号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。

管 理 者 はい、議長。

議 長 竹内管理者。

管 理 者 はい、失礼いたします。議案第7号につきましては、事務局の方からご説明申し上げますのでよろしくお願い致します。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい、議長。それでは、議案第7号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料の一部を改正する条例制定について説明申し上げます。本件は物価上昇などに伴うごみ焼却処理費用増大に対応するため、所要の条例改正を行いたく提案するものでございます。この内容は手数料の金額を10キログラムにつき130円とし、附則においてこの条例の施行日を令和元年10月1日と定めるものでございます。なお激変緩和を図るため、経過措置として施行日から令和3年3月31日の間における手数料の金額については、10キログラムにつき130円とあるのを115円とするものでございます。

以上で議案第7号の説明とさせていただきます。何卒慎重審議を賜りまして決定賜りますようお願い申し上げます。

議 長 説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございません

か。

8 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

8 番 議 員 経過措置として令和3年3月31日までこういうふうな緩和措置を設けとるわけですがよ、見通しとして、この令和3年以降もよ、だいたい料金設定的なもんはよ、どのような考えをお持ちなんですか。この130円っていうのはしばらく130円でずっといけるもんか。それと市の一般家庭ごみありますわね、市の一般家庭ごみちゅうのは、今100円でやっとなのでしょ。市の一般ごみちゅうのは100円ちゅうか100円ぐらい市が負担金落とすさかいに、まあ言うたら我々市民はごみ袋だけで処分してくれよんのやね。この事業所のごみに関してはこの3年以降もよ、しばらく130円でいくつもりなんか、そこらどない考えとるんですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 はい。持込ごみにつきまして10キログラムにつき130円ということで決定させていただいて、今の経費の状況でいきますと130円程度となっておりますので、しばらくの間はこの金額でいけると考えております。しかしながら情勢によって経費がさらに高騰してくるような状況があれば、またご相談させていただければと考えております。以上でございます。

8 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

8 番 議 員 中東情勢じゃないけんどよ、まあやっぱりそういうものはそれだけのよ、燃料費というかよ、かなりその辺ちゅうのはよ、今後見通し的なことはよう分からんねんけんど、やはり高騰したような場合はよ、どう

しても値上げをせざるを得ない状況になると思うねんどよ。今のこの情勢をみとったらやで。まあほない世界の状況を我々自身がそうそう判断できるもんでないねんけんどよ、ほのあたりまあできるだけこういう継続、この辺な、まあ僕も恥ずかしい話やねんけど、数年前のよ、この議会において、ほの採算だの言うて事業所のごみのよ、値上げを僕自身が言うとしてんけど。それは十分認識しとんねんけどな、値上げを言うとのにも係わらず、やはり今般の地域の状況に応じてよ、その時はそう言うふうなこと言うとしてよ、今はやっぱりこの消費税ちゅうか個人消費の冷え込みでないけんどよ、そういうふうなことになってきた時にね、そういうまあ心配して、またちょっと前回2年ほど前に発言したことと真逆のことを言うとなねんけんど、まあこればっかしは130円でこれいくいうたってほれまでの間でよ、また燃料費高騰とかよ、こらこんなことでよ、当分の間こないしていくやけんど、そのへん改正もよ、せざるを得んような状況にもなるんでないかなあと思ってよ。反対に今度はほっちがわてのフォローしょんねん。これ見せられてな、わいもちょっと反省しとる。

議 長 答弁はよろしいですか。

8 番 議 員 いやいやほのへん見通しとして、まあ燃料費が高騰してもよ、この条例ではよ、令和3年のこれまでは130円でいきますって書いてあるさかいこんでいってくれるんかなと。できるだけ以降もよ、その料金でしばらく当分の間はよ、やってくれんのかとそれだけですわ。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 料金の値上げ等につきましては、頻繁に行うことにより混乱もきたすようなことも考えられます。そういう状況の中で当分の間でできればこの金額を維持していきたいところです。

8 番 議 員 わかりました。もうそれで結構ですわ。

議 長 よろしいですか。

8 番 議 員 はい。

議 長 他に。片岡議員。

3 番 議 員 条例改正については先の議会において10月1日から消費税引き上げに伴い、料金改定をするということで提案されました。それはまあ結果的には修正動議等もありですね、議案、予算が否決されたという、そういう背景のなかで、再びこの条例改正についてね、10月から引き上げるということは、これもやはりこれまで通り消費税の引き上げが引金になってるのかな。

議 長 事務局。

事 務 局 長 はい。前回の議会でもご説明させていただいたんですけれども、今回手数料改定にあたって過去4年間の歳出、公債費を除く歳出経費を、その処理量で割ったところ1トンあたり1万3,305円となるという状況でございます。つまり、消費税が値上がりしなくともこれだけ1万3,305円かかっています。10キロに直しますと133円なにがしというふうな金額になります。そういうふうな中で、当然消費税も10月から値上がりされるんですけれども、手数料の見直しという趣旨も含んでいると理解しておるところでございます。

議 長 片岡議員

3 番 議 員 それでね、前回そういう形で否決されたことで、今回激変緩和措置ということで、先ほど言った1年半ぐらいになりますかね。期間をまあ115円でいくというふうに、その115円の根拠はどこにあるんですか。

議 長 事務局。

事 務 局 長 その経過措置についてもいろんな検討をさせていただきました。3

段階とか2段階とかいうことも考えたんですけども、そんな中で15パーセント程度という形になってしまっているんですけども、その程度であればご理解を頂けるんじゃないかなという考えのもと、15パーセント上げて、さらにその1年半後に130円にするというふうなことでさせて頂いたところでございます。

議長 片岡議員。

3 番 議 員 先ほど8番議員からもこのことに関連した質問がありましたね、なぜ1年半という期間をね、設定したのか。それでだいたい見通しがつくのかどうか。つまり、それだけ先程の説明では133円、経費としてはかかっていると。それにもかかわらず激変緩和措置を置いてね、期間をまあ1年半伸ばしてということになると、経営上その辺は新たな負担に繋がるんじゃないかと思うねけど、その辺は心配ないんですか。

議長 事務局。

事 務 局 長 当然経営的には本来130円としての手数料をいただきたいというのは当初の思いでございます。そういうなかで、事業所、住民等の負担が増えるという観点も含めてなんとかできないかというなかで、当然経営努力、そしてまた起債等の活用などを通して、なんとかこの1年半やっていきたいなと考えておるところでございます。

議長 はい、片岡議員。

3 番 議 員 今例えば1月3月の短間の指標をみてもね、景気がやっぱり低迷しているというか、こういう状況が基本的に何も変わっていないですわね。確かに0.5パーセントほど数字が上がってますけれど、でもやはり肝心要の国民の所得とか購買意欲あるいは企業のその設備投資こういうところでは低迷してるし、実質上は輸出の関係でね、多少は黒字になったからといって、実際経済的にはなかなか厳しい状況のなかで、だいたいの方も含めて今の時期に引き上げるのはあまり正当ではないじ

やないんかという意見もありますわね。政府もその辺の数字は見てる
とは思うねけど、仮にこれ消費税が今の状況のなかで、参議院選挙後にな
るのかわかりませんが据置くと、今まで通り据置くとなっても
この分についてはやまなみ苑の条例改正については進めていくという
ことになるんですか。

議 長 事務局。

副 管 理 者 はい。

議 長 副管理者。

副 管 理 者 はい、失礼します。これはですよ、大きな原則として収支相償って
うのが先程谷口議員もお話ありましたけれども、あります。そういう、
やはりですね、これあの事業者の方もいろんな事業計画をもって経営
をされておるのでですね、いきなりその3割上がるというのは厳しい
と、これはもう前回そういうご指摘があったということを受けまして
ですね、1年半あればですね。1年以上の余裕があればですね、それを
経営計画に反映さしていくということが出来るわけでございますので、
そういう事業者の方の負担が増えるわけでございます。ただそれをそ
のままにしておくと逆に言えば、その一般の方の税金の負担が増える
ということでございますので、そこは基本的にはこの方向にもってい
かざるを得ないのだと思います。先程ご質問があった件はですね、これ
はやはり仮定の話でございますので、それについてお答えするという
のは非常に難しいということは言わざるを得ないではないかというふ
うに考えております。

議 長 片岡議員。

3 番 議 員 もう一点だけちょっと教えて欲しいんですけどね、例えば今回の引
き上げの理由として、やはりいわゆる受益者負担の公平性の確保を図
る観点と、こういう説明が資料の中ではありましたわね。受益者負担公
平性の点から言うと、洲本市は10キロ100円っていったってごみ袋は

大・小、2種類で350円と半分のスペースで、つまり洲本市の説明では10キロ処理するのに100円かかるということでその分を市民の皆様にご負担していただいているという説明やと思うんですけどね。南あわじ市さんは、袋は3種類ありますわね。それぞれ容量が違うからやけど、単純に計算すると10キロ当りの単価は洲本市に比べたら安くなるはずですよ。その分はやまなみ苑に持って来るには10キロ100円で持ってくるのであれば、差額というのは南あわじ市さんが負担しているというふうに理解してよろしいか。違う。

議 長 事務局。

事 務 局 長 ごみ袋等に入れられた家庭ごみについては、各市の方で当然ごみ袋で持ち込む為の処理手数料というのを定めております。それはそれぞれでございます。かかる経費につきましては、全体の掛かる経費の内、10キロ100円ということで持ち込んでいただく、持込の収入がありますよね。そういうふうな収入を全部引いた残りの足りない経費については、両市の方で案分して、半分を負担している状態でございまして、具体的にごみ袋代がいくらかという話はちょっとなかなかしづらいですけども、市の方ですべて折半して負担をしておるという状況でございます。

議 長 よろしいですか。他に。

6 番 議 員 はい。

議 長 印部議員。

6 番 議 員 これはあの、今年の10月から100円を115円に、まあ当初、130円と言うとったのを115円にするんですが、1年半でどれだけの減収金額になりますか。130円と115円とで。

議 長 事務局。

事務局 長 1, 125万円ということになります。

議 長 はい、印部議員。

6 番 議 員 こういうことになると、令和元年度の予算において今年度は500万円余りがこの減額された予算になると思うんですが、このことについては、この一般会計予算のところでまた質問さしてもらいたいと思います。とにかくまあ、今年度で500万円余りが減収になるということですね。

議 長 はい、事務局。

事務局 長 すみません。ちょっとまず訂正を、ちょっとお願いしたいんですけれども。先程130円を115円にした場合に減収になる1年半の金額ですが、すみません、2, 250万円でございます。

6 番 議 員 ということは、今年度は700万円余りが減額になる。このことについては次の一般会計予算のことで質問します。この金額だけ分かったら。

議 長 他に質疑はありませんか。それでは質疑を終結いたします。討論に入りますが、討論はありませんか。はい、片岡議員。

3 番 議 員 それぞれ説明を頂きました。基本的には私は3月の議会でも述べましたように今回の引き上げではありましたが、消費税がらみという引き上げはやっぱりぬぐい切れないというふうに思う。その部分の負担についてはこだわるようですけど、私は基本的には、消費税はやはり不公平税制であるという考えは変わっていない。つまり所得の低い人、低所得者に負担の大きくかかる税制であるということで、今のこういう状況のなかで企業努力として頑張っただけ、今までいろいろごみの減量対策はやっていっていると思いますけれど、後の予算の方でも少し伺っていきますけれどね、まずそこへしっかりもう少し力を入れてですね、経費の削減にさらに努めるべきやというふうに思う。その上に

立ってですね、必要な分については消費税の引き上げにからんでの値上げということであれば、私はやっぱり認めがたいという点で、そういう対応でいきたいと。

議 長 他に討論はございませんか。

はい、討論が無いようなので討論は終結いたします。それでは採決に移ります。議案第7号 洲本市・南あわじ市衛生事務組合手数料条例の一部を改正する条例制定について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長 賛成多数であります。よって議案第7号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第5 議案第8号 令和元年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算についてを議題といたします。朗読は省略して管理者の説明を求めます。管理者。

管 理 者 はい、議長。

議 長 竹内管理者。

管 理 者 議案第8号 令和元年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算につきましては、事務局の方よりご説明申し上げます。よろしくをお願いします。

議 長 事務局。

事 務 局 長 議案第8号 令和元年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について説明申し上げます。予算書の1ページをお開き下さい。第1条では歳入歳出予算の総額を3億8,240万6千円と定めております。第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度、方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」によると定めております。第3条では、地方自

治法第235条の3第2項の規定による一時借入れ金の最高額を1千万円と定めております。

まず歳出について説明申し上げますので、11ページをお開きください。1款議会費1項議会費1目議会費、40万円ですがその内訳は1節報酬35万4千円、10節交際費1万円、11節需用費2万4千円、12節役務費1万2千円となっております。12・13ページをお開き下さい。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費2,677万4千円ですが、この内訳は1節報酬7万8千円、2節給料1,013万9千円、3節職員手当等597万1千円、4節共済費325万3千円、以上合計1,944万1千円につきましては、管理者及び副管理者への報酬及び正規職員3名の人件費となっております。9節旅費9万円、10節交際費1万円、11節需用費27万円、12節役務費80万3千円、14・15ページをお開きください。13節委託料98万2千円、14節使用料及び賃借料34万8千円、19節負担金補助及び交付金383万円は退職手当組合にかかる負担金等となっております。27節公課費100万円は公害防止によります汚染負荷量賦課金となっております。次に2款総務費1項総務管理費2目清掃施設費3億5,403万円ですが、この内訳は1節報酬1,763万7千円、2節給料1,908万6千円、3節職員手当等1,590万9千円、4節共済費996万6千円、16・17ページをお開き下さい。7節賃金496万7千円、以上合計6,756万5千円につきましては、正規職員6名、嘱託職員7名、臨時職員2名の人件費となっております。9節旅費5万円、11節需用費1億380万6千円、これにつきましては焼却炉内の消耗品あるいは光熱費、薬品費などとなっております。12節役務費30万6千円、13節委託料4,574万1千円は焼却灰埋立処分委託料、各種機器の保守点検整備に係る委託料などとなっております。14節使用料及び賃借料634万4千円、15節工事請負費1億450万円は焼却炉内やごみクレーンなどの施設補修のための工事費でございます。18・19ページをお開き下さい。16節原材料費20万円、19節負担金補助及び交付金2,546万8千円、これにつきましては大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金それから派遣職員人件費負担金などとなっております。27節公課費5万円でございます。20・21ページをお開き下さ

い。2款総務費2項監査委員費1目監査委員費1万5千円ですが、この内訳は1節報酬1万円、11節需用費5千円でございます。3款公債費1項公債費88万7千円ですが、1目元金48万7千円は大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金に関わるもの、2目利子40万円は大阪湾広域臨海環境整備センター建設事業負担金及び一般廃棄物処理事業債に関わるものでございます。次に4款1項予備費1目予備費30万円でございます。

続きまして歳入について説明申しあげますので6・7ページをお開き下さい。1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金2億1,559万3千円は構成市の組合運営費分担金となっております。次の2款使用料及び手数料1項手数料1目ごみ焼却手数料1億750万円は、当施設に直接搬入されるごみの量を1万トンとしたごみ焼却手数料となっております。3款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金、並びに次の5款繰越金1項繰越金1目繰越金につきましてはそれぞれ単位収入として1千円を計上しております。8・9ページをお開き下さい。6款諸収入1項受託事業収入1目ごみ焼却処理受託事業収入420万円は、淡路広域行政事務組合からの粗大ごみ可燃性残渣焼却処理受託収入でございます。次に6款諸収入2項組合預金利子1目組合預金利子単位収入といたしまして1千円を計上しております。次に6款諸収入3項雑入1目雑入111万円は洗車場管理に係る費用などとなっております。次に7款組合債1項組合債1目組合債5,400万円でございます。なお22ページには地方債の現在高に関する調書を、さらに23ページないし25ページには給与費明細書をそれぞれ添付いたしておりますのでご参照ください。以上で議案第8号の説明を終わります。

何卒、慎重ご審議を賜り、ご承認下さいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局からの説明が終わりました。本件についてのご質疑ご意見はございませんか。はい、印部議員。

6 番 議 員 これ今説明受けたんですが、まず歳入についてお伺いしたいんですが、これ先程の専決の歳入が5,370万円、このたびの令和元年

度の歳入は3億8,240万6千円ということはトータルいたしますと4億3,610万6千円になると思うんですが、これは平成31年度の当初予算からみて750万円減ってますか。

議 長 事務局。

事 務 局 長 申されているのは、暫定予算と今回の本予算合計ということでしょうか。

6 番 議 員 そうそう。

事 務 局 長 まず暫定予算についてなんですけども、あくまでも暫定的な予算ということで、実は今回の本予算が通った段階で失効となります。つまりまあ予算的には、予算が通った段階でこの予算が年間の予算ということになります。その中で既に暫定予算で執行している金額については本予算に引き継がれるというふうなことでなっております。

6 番 議 員 いや、私が言いよるのは10月からいずれにしても平成31年度予算は10月から130円になったと今回のこの予算は10月から115円ということで予算を計上しとると思う。そうでしょ。そうしたら1年半で2,250万ということは半年で750万円でしょ。だからよ、歳入の合計がよ、専決した歳入の合計とこの度でできとる令和元年の歳入の合計はよ、31年度の当初の合計に比べたら750万円減っていますかということよ。130円で予算組んどったって115円で予算組んどったら750万円ちごてくるんでしょ。それを聞いとるんです。

議 長 事務局。

事 務 局 長 今回上程させていただいております予算につきましては、3月27日に上程させていただいた6号議案の予算の金額から先程議員も申されておりましたように750万円を減額した形で上程をさせていただいております。

6 番 議 員 分かりました。それでちょっと議長、そこで聞きたい。750万円
収入で減額されたということはよ、歳出も750万円減額されとらん
といかんのだしょ。そこでよ、どこの部分を750万円を減額したん
ですかということを聞きたい。

議 長 事務局。

6 番 議 員 これは複数あると思うんですよ、科目は。一カ所で750万円減額
とは思わんのですよ。

事 務 局 長 予算書の17ページにあります、2款総務費1項総務管理費2目清
掃施設費の中の15節の工事請負費がございます。その部分で実は
750万円全額減額をさせていただいております。

6 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい。

6 番 議 員 そこで聞きたいんですがね、ここで750万円減額したん、それは
そんでええんです。ただよ、750万円減額した結果、工事請負が、
これがスムーズに行くんですかということを聞きたい。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 750万円減額の内訳ですけれども、2行目のごみクレーン整備工
事というところで、前年度そのごみを掴むところのバケットというん
ですけれども、それを1基前年度交換しています。それで今年度もう
1基の交換と、あとそのクレーンに給電するためのケーブルというの
があるんですけども、それが平成7年からずっと使っということ
で、そのケーブルとそのごみを掴むバケットというところの工事を想
定しておったんですけれども、ごみを掴むバケットの方はちょっとヒ
ビが入って修理しながらという形なのでそれは交換したいということ

で、そのケーブルは予防保全の意味合いも込めましての上程でありましたので、そのケーブルの方を750万円落としたということでまああの、クレーン2基ありますので片方万が一そのケーブルが不具合起こりましても、片方もう1基のほうで対応できるかと考えております。

6 番 議 員 そしたら、そのことによって750万円減額することによってよ、事業がスムーズにいくと言うのであればよ、750万円ちゅうのは、当初予算に過大につけとったということにも考えれる。そこはどないで。

議 長 事務局。

事 務 局 課 長 あの実はそのケーブルには13線入っておりまして、1線がその予備スロットが入っておったんですけどもその1線、13線の内1つ切れましてその予備を使いきってしまったということで、あの次断線起きますとケーブル全交換ということで、今回そのケーブル設置してから23年経ちますし、予防保全ということで交換するべしということで、予算の方査定受けまして、説明させていただいてそういうことで工事を行おうということだったんです。それで750万円落とした部分の工事につきましても執行状況を見ながらあのちょっと余裕がでてきたら復活してやりたいと考えております。

6 番 議 員 とりあえずあれなんです。まあまあそれを私は思うんです。あの、過大な予算をつけておくよりも、これでやっていけるという予算のもとでやっておっても、オーバーしたやつは補正組んでもしやない思とるねん、私の場合は。そんでないとこれで今回予算の水増し、まあ水増し言うたらおかしいけど、膨らましてこれも直そうかということでやっておって1年間なんとか直さんでももってって繰越にするんか何にするんか知らんけども、そういう予算のつけ方よりも、もしやんりよってうが悪かったら、想定外が起こったら補正でええと私はかえってそのほうがええんでないかと思うんですがね。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 課 長 議員おっしゃることはよくわかります。あの何かトラブルが起きた場合には補正を組んでしっかりと契約するという考えは私も賛成なんですけれども、何分その工事の工期でありますとか、その工事を行うため、事前準備として炉の方でごみをかなり減らして、そして工事期間を2週間なり3週間なり確保する。工期の確保がなかなか困難で1年間通して計画的にその運転計画立てまして工事を行っていききたいと考えております。

6 番 議 員 それで分かりました。

議 長 よろしいですか。

8 番 議 員 はい、議長。

議 長 はい、谷口議員。

8 番 議 員 私も関連やけどね。印部先生の質疑で思い出したんですが。何年か前にケーブルがよ、保守点検をよ、毎年実施しとるにも関わらず、かなりの保守点検料というて、ケーブルあれ、その当時僕はそんな点検しとるのになんで緊急的に切断したんですかいうふうな質問したと思うんやけどよ、今回の内訳750万円減しとんねけど、年間のこのやまなみのこの焼却施設の今あの工事請負費1億450万円が計上されてますわな。ほれちゅうのは、毎年よ、これぐらいの修繕ちゅうか維持管理経費掛かるんですか。まず、それと内訳ちょっと教えていただけないですか。焼却炉内整備工事とか事業ざっくりでええねけど。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 課 長 まず一点目。1億450万円程度の経費が掛かるのかということですけれども、年々老朽化もしてきまして1億何某の経費は修繕に掛か

と考えております。

それで二点目のその内訳ですけれども、焼却炉内整備工事で5,900万円、ごみクレーン整備工事で1,400万円、灰固化設備整備工事につきましても1,400万円です。電気設備整備工事につきましては1,350万円、送風機の整備につきましては400万円を想定しております。

8 番 議 員 議長。

議 長 はい、谷口議員。

8 番 議 員 これは今回のこの新年度の予算でこういう工事をするでしょ。ほん
だらしばらくはよ、炉のまた改修とか想定されるんやけんども、あの
う毎年こんだけいれへんもんね。この工事、維持管理経費ちゅうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 課 長 炉の工事につきましてもこれでもまだごくと言ったらおかしいです
けども、一部になります。その悪いところを選定しましてその範囲で
やっているということで来年になれば来年、今年以外のところでまた
悪いレンガとかその辺が発生してきます。今回これには挙がってない
んですけど、バグフィルターでありますとか空気余熱器でありますと
かまた煙突の方も錆防ぐような工事も発生しますのでまだまだ工事の
範囲はあると私は考えております。それを計画的に年度年度で回しな
がら工事を行っておるというふうな状況でございます。

議 長 はい、谷口議員。

8 番 議 員 あのう、このごみクレーン整備工事すんだ。ごみクレーン整備今年
度やったら次の年は整備せんでもかまんのだ。

議 長 はい、事務局。

事務局課長 ごみクレーンにつきましては来年の工事は想定してないんですけど、定期点検はあります。今回この掴むものとケーブルを考えとったんですけども、まだ上の方にクレーン本体の架台とかレールとか他のものがたくさんあります。電気関係につきましてもクレーンだけでも電気盤が4面ですかねありまして、まだまだボリュームがたくさんあるうちの一部と考えております。その部分が悪くなればクレーン工事が発生するかと。

8 番 議 員 はい、分かりました。

議 長 はい、よろしいですか。他に質疑はありませんか。片岡議員。

3 番 議 員 えーとこの予算はいわゆる専決処分でいかれた分を差し引いた部分は、差額は今説明があった750万円ぐらいだと思うんですけどね。詳細な部分は見えないけれど、一つ教えて欲しいねけれどもこういう激変緩和処置までもしてね10月から115円に上げるということの中で、使用料がさらに低く120万円ぐらいかな低く予算計上しているけれど、そこはまたさらにごみが出る量が減るというふうにみてるのか。どういうふうにみているの予算。

議 長 事務局。

事務局課長 前年度は予算ベースで1億870万円を想定しておったんですけども災害等々でごみのことですので、今回の設定というのは1万トンで1億円ということで設定して半年分は100円であるということで5000万で、もう10月以降の半年で5,750万円ですか。足して1億750万ということで予算出しております。

議 長 はい、片岡議員。

3 番 議 員 あのまあ先ほどもちょっとふれましたけど、やっぱり企業努力もあってかあるいは景気の低迷なのか、ここに出てくるごみの量っていうのは、毎年のように少しずつ減ってきていますわね。平成18年から

洲本市が五色町と合併して搬入量が増えた経緯あります。それから26年度かな。南あわじ市が今まで緑町だけの分やったのが、旧3町の分も入ってくるということで、そういうなかでも毎年の焼却トン数というのは減少傾向にありますわね。少しずつやけれど。それはまあその減っていったのはね、企業努力もあるんだろうと思うしやはり私はやっぱり景気の低迷もあるんじゃないかというふうに思うんですけどその辺の減っている理由についてどんなふうに考えてます。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 第1番に考えられるのは人口減少かなと思います。人口がやはり徐々に減ってございますのでどうしてもやっぱり家庭ごみについては総量的には徐々に減ってくるんだと思います。それとまた各市において減量化のための施策もそれぞれ講じております。洲本といえば大型ごみの有料化でありますとかそういうふうな部分も影響は出てるんじゃないかなというふうな感じは思っているところでございます。

議 長 はい、片岡議員。

3 番 議 員 それはある程度わかります。

ほんだらね、この予算書の5ページのところでね、この表のところで前年度の予算額で歳入合計金額4億2,924万5千円挙がってますわね。これはこのあと3月に議会が行われましたわね。そこで補正予算は可決されたと思うんですわね。その額も入った額になっているかな。30年度の予算書を見る限りその数字は入っていないように思うわねけれど。

議 長 事務局。

事 務 局 長 この前年度予算はあくまでも前年度当初予算でございます。減少しとる理由の一つとして考えられるのは起債の金額が9,600万円、前年度はしておりまして起債の収入分が余計にあったということが大きな原因かなとは思います。

議 長 片岡議員。

3 番 議 員 えーとまあ、29年度の当初予算に補正1号が3月27日でしたかね、ありましたわね。713万9千円が議決されてますわね。本来ならばその前年度の予算額というならこの数字もいれた対比をすべきではないかと思うんですけど、そうではないんですかね。さっきいうたように対当初予算だけの対比ですか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 予算書におきましては、当初予算での対比ということになっております。

議 長 はい、片岡議員。

3 番 議 員 従来もその形でとるのかな。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 長 従来からそういう形で処理をさせていただいております。

議 長 はい、片岡議員。

3 番 議 員 もう一つだけほんなら聞きますけど。いわゆる組合債の減額があの対年度比からみて大きいと思うんですわね。この理由については何が。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 課 長 その原因につきましては、工事費をその時は1億ちょっとぐらいを想定していたのですが、バクフィルターのフィルター部分が交換周期に達して前年度も据え置いたという説明の中で、起債を十分活用して

その不安であるという箇所をやったらどうだというふうな協議のもとに起債を計上させてもらいました。今年度につきましては膨れた部分は終わりましたので今年度は5, 400万円で考えております。

議 長 片岡議員。

3 番 議 員 予算関係ではだいたいわかりました。一つよろしいか。あの、どう言ったらええんかな。先ほど議員協議会の中でね、先進地の視察という話があったんですわね。それはまあ展望を広めていく意味では非常に私は有効なことだとは思うんですけど、今後その広域行政でこのごみの焼却場の建設を検討していきますわね。そこへ参加するのは正副議長と総務委員長ぐらいだと思うんですけど。これはなんらかの委員会を立ち上げて検討していくというふうに思うねけれど、このやまなみ議会がまったくそのことに関りをもたないような方向は少しおかしいじゃないかと思うんですけど管理者の考えはその辺どう思われます。

議 長 はい、管理者。

管 理 者 はい。当然私自身としてもやまなみ苑管理者として出てきますし、皆様方のご意見聞いてということで予定していますので皆様方からご意見を反映しとるところがないということはないと思います。

議 長 片岡議員。

3 番 議 員 管理者は管理者の立場でね議会の意見をまとめていただくのはええねけど、議会としてね、二つの市でこのごみ問題、組合議会までつくってね、協議していったるなかで、それが今後そういう新しい建設に、何らかの形で携わっていくのは私はいいんじゃないかなと。議会としてね。なんらかの形で携わるのが必要じゃないかと思うんです。その辺についてどう。

議 長 はい、管理者。

管 理 者 あのとやらながら、南あわじ市議会、淡路市議会、洲本市議会、三議会あとやまなみ議会、議員さんのご意見も機会を設けて進めていくということをお聞きしておりますので。何もそのこの皆様方が広域のごみ処理のことに关していろんなことを視察してきていただいているんなご意見を出して頂いくというそういう機会が当然ありますので、何も皆様のご意見聞かずに広域化を進めていくはずはないと思います。

議 長 片岡議員。

3 番 議 員 一度だけちょっと確認しておきます。この組合議会としてその今度新しく広域でやろうとしている委員会になるんか、検討会議かなんか会を立ち上げますわね。それには県も入りあるいは市のそれぞれ三市環境担当職員入るし、各議会の正副議長と総務委員長そのメンバーでたぶん協議されていく思うんですけどね。この組合議会としての何らかの機会として反映する場が広域で検討する会の中でなんかいかせないかと。ただ個人的にね。

管 理 者 あのと各市議会の議決ということではないので、市議会の議決をいただいて、じゃないですね。

議 長 副管理者。

副 管 理 者 よろしいですか。私はまあ広域の管理者でございますので、これはもちろんですね、それぞれの予算が明確に入ってきますので、結局各市がお金を出し合ってやるということになりますので、そこで慎重ご審議をいただくということになりますし、このやまなみ苑の議会がそれに対してっていうことには、正直言うとですね、ご意見をいろんな形で頂いてそれを考慮してやるということはそれはありますけれども、やまなみ苑議会はやまなみ苑の運営という議会でございますのでですね、そこはあのとその範囲をこえてということにはなかなかないんではないかなというのが。これはどっちかということですね、ほんまはわれわれの問題でもありますけれども、その議会でございますねどうい

ふうに考えるかっていう。例えば広域にどういうメンバーをだすとかですねそういうお話になってくるのではないのかなというふうに思っています。

3 番 議 員 わかりました。

議 長 よろしいですか。他に、質疑はございませんか。北条議員。

1 0 番 議 員 はい、すいません。ちょっとお尋ねさせていただきたいんですけど。19ページの負担補助金及び交付金のなかの派遣職員人件費負担金という、ごめんなさいこの中身っていうのちょっと教えていただけないでしょうか。

議 長 はい、事務局。

事 務 局 課 長 派遣職員人件費負担金でございますが、これは南あわじの旧清掃センターにいた3人の派遣職員をうちでお受けして働いてもらっております。この3人に係る人件費でございます。

1 0 番 議 員 はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長 北条議員、それでよろしいですか。

1 0 番 議 員 はい。ちょっと名目がわからなかったのです。すみません。

議 長 他に質疑はございませんか。質疑なしと。終わります。それではこれより討論に入りますが討論はありませんか。はい、片岡議員。

3 番 議 員 先程の条例改正のところでも出ましたけれど、今回予算についてですね全体としては、必要な部分であるというところは認めていきますけれど、やはりくどいようですがやはり消費税に関係する分についてはその分だけは認めがたいという点でそういう態度で臨んでいきたいと思っています。先ほど報告しましたように、政府の月例報告をみてもで

すね景気低迷は拭いきれないような状況のなかで、今米中の新たな貿易戦争といわれるような状況のなかで世界経済が非常にこう疲弊していったような状況のなかでね、やはり少しといえどもやっぱり市民の負担に繋がるということは時期的にもやはり消費税を引き上げるということは決していい方向ではないというふうには私は判断します。これからまあそういう動向がどういうふうに変わっていくかわかりませんが、基本的には消費税がらみの、ということでの予算措置ならば、その件については認めがたいということで反対の態度で臨みたい。

議

長

他に討論はございませんか。これで討論を終結いたします。

それでは採決に移ります。議案第8号 令和元年度 洲本市・南あわじ市衛生事務組合一般会計予算について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

議

長

賛成多数であります。よって議案第8号は原案どおり可決することに決しました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。今臨時議会に付議されました案件は全て議了いたしました。これにて、洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を閉会することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議

長

ご異議ございませんので、これにて洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

今期臨時会における諸案件をとどこおりなく議了いたしました。

議員の皆様におかれましては、何かとご多忙のこととは存じますが、この上もご自愛くださいまして、当組合の運営にご尽力賜らんことをお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、副管理者であります南あわじ市長より閉会のご挨拶を伺うことといたします。副管理者。

副 管 理 者 はい、失礼いたします。閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

本日ご提案申し上げました案件につきましては、専決承認・手数料条例・一般会計予算の３件でございました。議員各位の慎重なるご審議に心から感謝申し上げますとともに、適切妥当なご決定をいただきましたことに、改めて御礼を申し上げたいと思います。

引き続き洲本市・南あわじ市衛生事務組合やまなみ苑の円滑な運営に努めて参りますのでご理解ご支援の程よろしく願いを申し上げます。議員の皆様方におかれましては、季節の変わり目大変暑くなったり寒くなったりという時期でございますけれども、ぜひご自愛を申し上げまして引き続きまたご指導ご鞭撻いただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 午後３時５５分

以上、会議のてん末を記しその相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議長

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員

洲本市・南あわじ市衛生事務組合議会 議員